

中間的就労推進事業 「はたらくサポートとうきょう」 について



東社協

東京都地域公益活動推進協議会



1

1 はたらくサポートとうきょう(中間的就労推進事業) とは

(1) めざすこと

はたらかたいけれど、はたらくにくい、すべての人に対して、その人に合わせたはたらく方を考え、はたらく場を提供し、支え、ともにはたらくことをめざす。

(2) 社会福祉法人が「はたらく場」を提供するしくみ

社会福祉法人が運営する事業所が、中間的就労の「はたらく場」を提供し、**相談支援機関等とともに**「はたらかたい人」を支援するしくみとして構築。

東社協では、「はたらく場」の情報をとりまとめて相談支援機関等へ情報提供したり、研修や実践報告会を開催したりなど、受け入れにあたってのサポートをします。

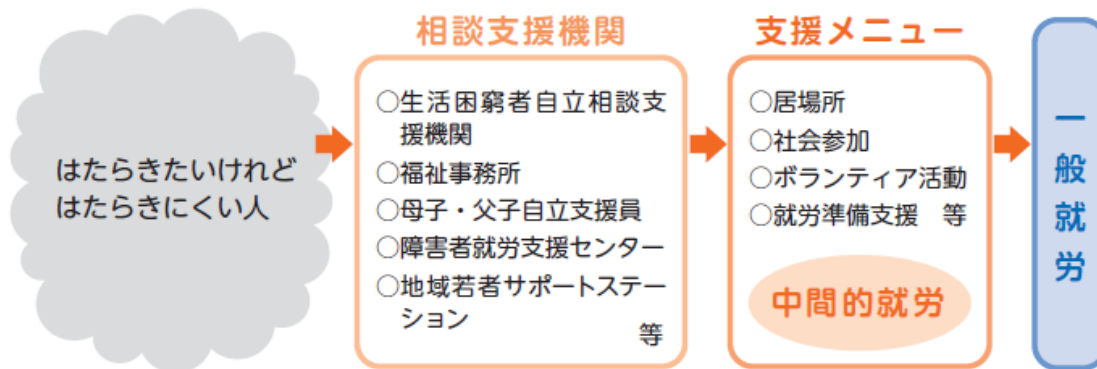
2

(3) 「中間的就労」とは

●一般就労と福祉的就労の間に位置する就労形態



●制度の狭間の課題の解決に向けた支援の一つ



3

(4) はたらくサポートとうきょうの主な対象者(例)

- 本人の精神的、知的、身体的な理由等により、**一般就労が困難な方**
- ひきこもり、DV被害等の事情により、**長期間働いた経験がなかった方**
- 高齢であるが、年金以外にも収入を得て生活することを希望する方
- 生活保護受給者

(5) 「はたらく人」の仕事

受入にあたって、各事業所では「はたらく人」の仕事の切り出しをしていただきます。

例えば

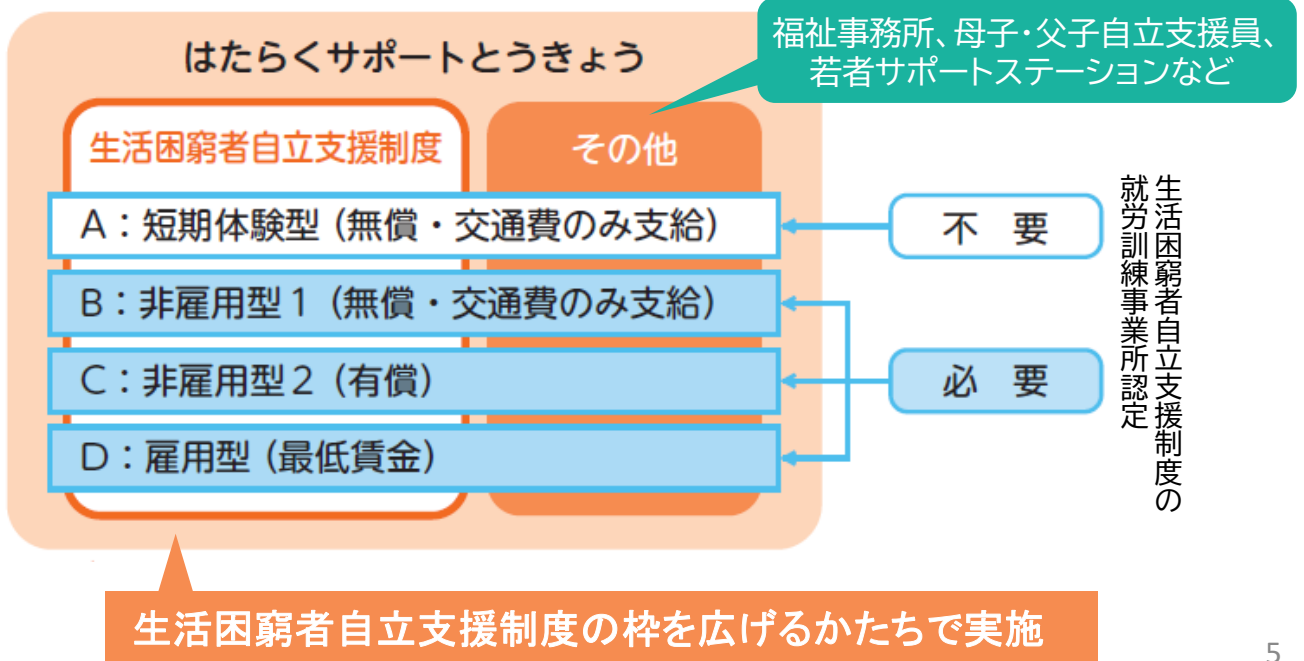
- ◆ それぞれの職員が行っていたことをまとめて一人の仕事として切り出す (例: シュレッダー作業、名刺作成、施設内の装飾等)
- ◆ 環境整備の見直し (例: 清掃、植栽の水やり等)
- ◆ 職員の業務を分けて一部を引き継ぐ (例: シーツ交換、配膳等)

4

(6) 生活困窮者自立支援制度との関係

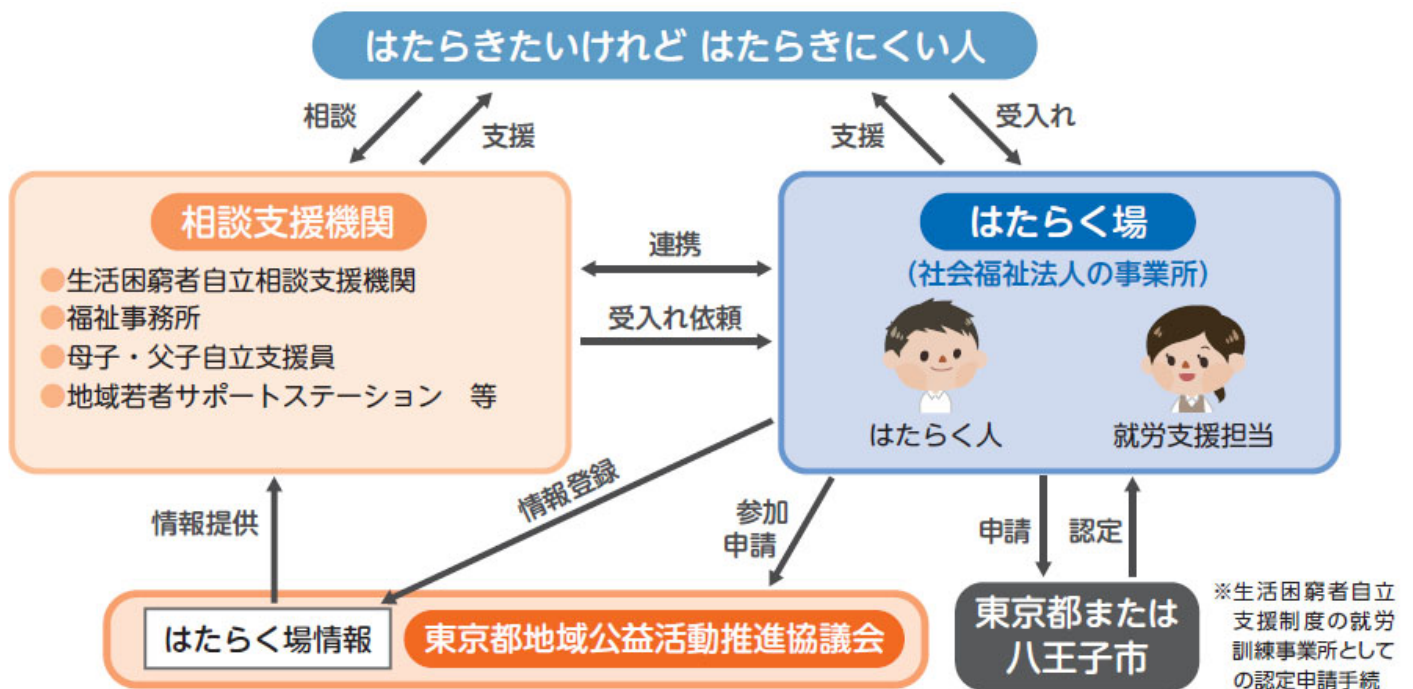
- 都内の認定就労訓練事業所(八王子市内の事業所を除く)・・・**106か所**
- 上記のうち、社会福祉法人の事業所・・・**66か所**

(令和5年11月22日現在、東京都福祉局HPより)



5

(7) 支援のながれ



6

2 東京都地域公益活動推進協議会(東社協)の役割

(1) 「はたらく場情報」の提供

はたらく場
(社会福祉法人の事業所)

東社協
(東京都地域公益活動推進協議会)

相談支援機関

1

仕事内容、就労時間や日数、受け入れる人の条件、賃金・交通費等に関する情報を「はたらく場情報登録シート」に記入し、東社協へ提出。(変更があれば都度更新)

2

各事業所から提供された情報を東社協でとりまとめ、「はたらく場情報」として、**奇数月の10日前後**に相談支援機関へ**メール**で情報提供

はたらくサポートとうきょう
はたらく場情報登録シート

法人名	社会福祉法人
事業所名	
事業所長名	
就労支援担当名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

て下記の通り登録申請します
登録内容変更
新規登録
更新
削除
その他

1 はたらく場情報登録シート

2

はたらく場情報
(受入事業所一覧)

はたらくサポートとうきょう 参加事業所一覧

情報更新日	法人名	事業所名	就労支援担当者名	郵便番号	住所	最寄駅	HP	電話番号	新規受入れの可否	受入可能人数	仕事内容	就労時間(日数)
2016/7/22	はたらくとうきょう	△△△△ホーム	▲▲▲▲ ※苗字のみ	123-4567	東京都新宿区神楽河岸1-1	JR・都営・東京メトロ・飯田橋より徒歩5分	http://www.tcs.w.tvac.or.jp/ind/ex.html	03-1234-9874	可	1		3時間/1日

(2) 研修会や実践報告会等の開催

- 事業説明会
- 就労支援担当者向け研修会
- はたらくサポートとうきょう参加事業所連絡会
- **実践報告会**
- 就労準備支援事業従事者研修(※東京都福祉局主催)

(3) 保険の紹介

短期体験型や非雇用型1・2で受け入れる場合に、参加者のケガの補償や、事業所の賠償責任補償として、東社協が提供している「**行事保険制度**」を受け皿とした保険をご用意しています。

詳しい保険内容などについては、取り扱い代理店の「**(有)東京福祉企画**」へご相談ください。

(4) 各種様式例の提供

雇用契約書に代わり、本人と受け入れ事業所とで取り交わす「確認書」の様式例です

受入れ開始にあたり、相談支援機関や本人と相談しながら、支援プログラムを作成するための様式例です

はたらくサポートとうきょう アセスメントシート

面接日時 年 月 日() : ~ : 同席者

1. 基本情報

ふりがな 性別 生年月日 住所

氏名 男・女 電話番号

緊急連絡先 氏名 本人との関係 電話番号

相談支援機関名 連絡先名称 提出者名 連絡先

連絡方法

2. 仕事に関すること

現在就労していない理由

今まで働いたことのある職種

希望する就労形態

A: 短期体験型(無給・交通費のみ) 時間: 日数 正社員

B: 非常勤型(無給・交通費のみ) 時間: 日数 非常勤職員

C: 非常勤型(有給) 時間: 日数 パート・アルバイト

D: 雇用型 時間: 日数 雇用型

はたらくサポートとうきょう 中間的就労(短期体験型) 確認書

法人名 社会福祉法人

事業所名

事業所長名

就労支援担当者名 連絡先

「はたらくサポートとうきょう」は、東京における社会福祉法人の広域連携による地域公益活動として実施する事業です。一般就労を希望する方に対して、その前段階である「中間的就労」として「はたらく」を社会福祉法人の事業所が提供し、相談支援機関と共に支援するものです。あなたの「短期体験型」による中間的就労の内容について、下記の記載内容を確認し、ロにチェックを入れてください。

中間的就労(短期体験型)は、中間的就労としてはたらき方のひとつですが、一般の雇用契約ではありません。

仕事の時間、就労日、休日などは、事業所長と相談し、両者の合意の上決定します。

交通費を支給します。(※事業所により、支払わない場合、上限額を設ける場合は明示します)

あなたのはたらき方は、無償です。

仕事上の原因により負傷した場合には、団体で加入する〇〇〇〇保険の範囲となりますので、ご確認ください。

(保険会社・保険名)

あなたの職場は、_____です。

あなたの仕事の内容は、_____です。

あなたの提出は、_____部 _____課 (就労支援担当者) です。

仕事の開始日は、_____年 月 日()です。

社会福祉法人〇〇〇 個人情報保護に関する規定に従い、仕事上で知り得た情報は、無断で使ったり、口外したりしないでください。

私は上記の内容を確認しました。

年 月 日

(就労支援担当者 記入欄)

上記の内容を確認しました(確認印)

事業所長 就労支援担当者 氏名 提出者名 連絡先

はたらくサポートとうきょう 就労支援プログラム④(短期体験型・非雇用型)

※事業利用開始時及び継続支援関係毎に作成(本人と相談の上、記載すること)

氏名(ふりがな)

性別 男性 女性 ()

生年月日 昭和 平成 年 月 日() 歳

就労開始日 平成 年 月 日

事業所名

就労支援担当者

本人の当面希望する就労内容

【働き方】

本人が長期的に希望する就労内容

【働き方】

将来的就労に関する目標


【働き方】

事業所長 _____

就労支援担当者 _____

相談支援機関名 _____

東京都地域公益活動推進協議会
ウェブサイトからダウンロード!



相談支援機関と連携して、「はたらく場」として就労希望者のアセスメントを行うための様式例です

3 「地域における公益的な取り組み」として

- 改正社会福祉法では、社会福祉法人は**地域における公益的な取り組みを実施する責務**があると規定されています。
- 東社協では、平成28年度に「東京都地域公益活動推進協議会」を立ち上げ、さらに令和4年度から当協議会は、東社協に加入するすべての社会福祉法人を会員とする“オール東京”の組織体制となりました。今後も、**東京都全域の連携による取り組み**として、より一層「はたらくサポートとうきょう」を推進していきます。
- 社会福祉法人には、本来的に**「人を支えることを専門とする職員の存在」**があり、「**中間的就労の場としての機能**」もあると考えます。

今こそ、社会福祉法人がその力を発揮するときです。

まずは、東京都地域公益活動推進協議会事務局までご相談ください。

【事務局】東社協 福祉部経営支援担当(☎03-3268-7192)